都民連だより

夏号
令和6年7月
（第60巻1号）

特集 女性支援を考える
-困難を抱える女性が孤立しない
ために地域にできること- …… p2
新！強化方策活動紹介 …… p4
都民連通信
「令和5年度事業報告・決算」… p6
キラリ☆この人／
こんな時どうする？ …… p7
活動記録あれこれ／
ご当地ミンジーを探せ！／
編集後記 …… p8

写真提供：種田 匡延 氏（稲城市）
交通アクセス：京王相模原線「京王よみうりランド駅」より徒歩５分

民生児童委員が感じた
東京の“季節”

江戸の里神楽（稲城市）

稲城市の山本社中の江戸の里神楽は、江戸時代から脈々と受け継がれ、現在でも毎年８月の例大祭において、稲城市矢野口の穴澤天神社（あなざわてんじんしゃ）で奉納されています。コロナ禍で中止や規模縮小が続いた例大祭も、昨年は例年通りの賑わいが見られました。

江戸の里神楽は、黙劇であることが特徴ですが、小気味よい笛と大拍子、太鼓の演奏も相まって迫力は満点。演目によって表情がさまざま異なる面や、きらびやかな衣装にも注目です。

東京版 活動強化方策スローガン

「仲間とつくる地域のつながり」

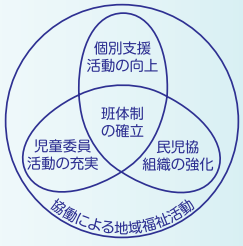

特集

女性支援を考える

ー困難を抱える女性が孤立しないために地域にできることー

令和６年４月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、女性支援新法）」が施行されました。

この法律は、家庭内暴力（DV）や性被害、貧困などさまざまな困難を抱える女性への支援を強化し、女性の人権尊重や福祉を推進することを目的としています。

今号では女性が抱えやすい課題や支援につながりにくい現状、法改正のポイントを確認し、地域でできることについて考えます。

なぜ今、女性支援か

これまでの女性支援は長きにわたり「売春防止法」を根拠としてきました。この法律は戦後の日本全体が貧しい時代、昭和31年に「売春を行うおそれのある女子の保護と更生」を目的に制定されたものです。具体的な支援は、婦人保護事業として位置付けられ、保護施設への入所による安全な生活環境の提供を軸に行われてきました。

しかし今、女性が抱える困難は複雑・多様化しています。男性と比較して収入が低く、また非正規雇用が多いために生活が不安定であったり、性暴力の被害の数が多かったり、さらには虐待や家庭内でのDVなども女性が抱えやすい課題です。このため、社会の状況に合わせて売春のおそれだけでなく、家庭問題や暴力、生活困窮などにも対応できるよう、保護の対象は拡大されてきましたが、売春防止法に基づく支援には限界がありました。

加えてコロナ禍では、女性の失業やDV相談件数、自殺者などが増加し、孤立・孤独の問題も含めて、女性支援の強化が喫緊の課題となりました。

保護・更生から支援へ

今年度より施行された女性支援新法では、女性の福祉増進、人権の尊重を明確に規定し、困難を抱えるすべての女性が対象となりました。一人ひとりの状況に合わせた早期からの切れ目のない「伴走型支援」を目指しています。

図１：就業者数

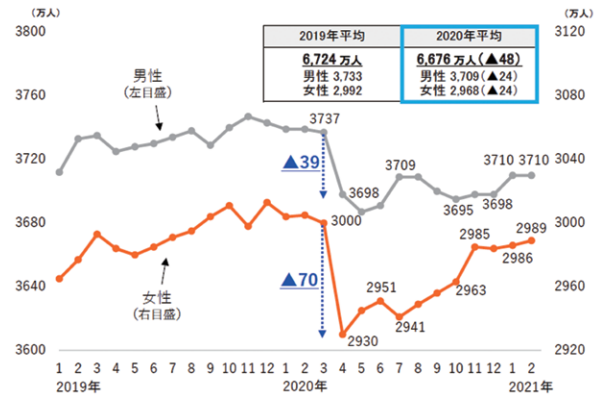

女性就業者はコロナ禍で 70 万人減少。特にシングルマザー世帯への影響は大きく、生活が困窮。

図２：ＤＶ相談件数の推移

各月の相談件数は、前年同期の約 1.5 倍。ステイホーム下で激増。

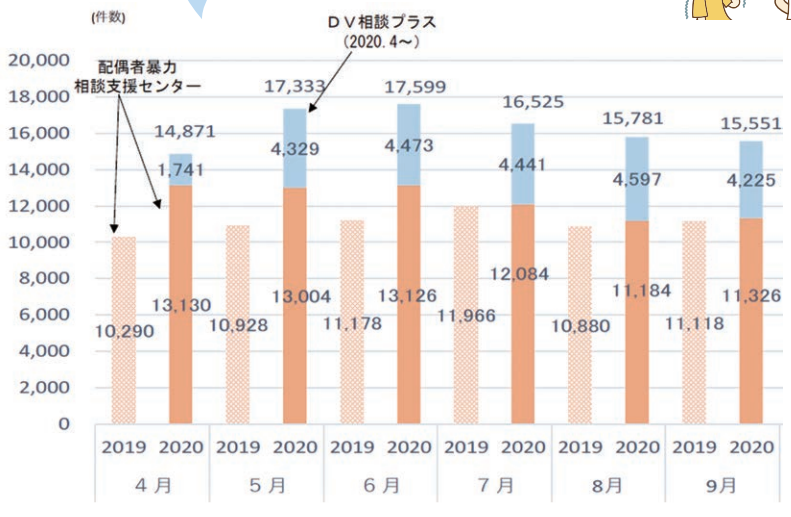

※図１・２・３の出典
「【図表】コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」（内閣府男女共同参画局）を一部加工して作成
https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/siryo/pdf/post_zuhyo.pdf（R6.6.12）

例えば、従来の保護施設では起床や食事の時間が決められ、携帯電話の利用も制限されるなど管理的な面がありました。同法では、こうした保護・更生という考え方から脱却し、その人らしい生活を送るため、当事者中心の支援へと大きな方向転換が図られました。

支援の場においては、行政と民間支援機関の協働が進められています。民生児童委員も協力機関として位置付けられており、関係者が顔を合わせて方針や内容を協議する「支援調整会議」への参画を求められることが考えられます。

若年女性への支援 SOSを出しやすい社会に

近年では、新宿区歌舞伎町のトー横キッズの問題がマスコミでも大きく取り上げられています。お金もなく、帰る家もないという状況下、若年女性が売春や性的搾取の被害に遭ったり、予期せぬ妊娠やオーバードーズ（薬の過剰摂取）等の問題も生じています。背景には、いじめや不登校、虐待、親子関係の不和などが挙げられ、「安心できる居場所」がないことが指摘されています。

そもそも困難を抱える女性の多くは「自分さえ我慢すればよい」「（性的被害などを）知られたくない」といった思いから、相談・支援に結び付きにくい傾向があります。特に若年層では本人が問題を把握しきれていなかったり、大人を信頼できず相談する相手がいないなど、SOSを発しにくい状況があります。

東京都では今年5月、「君を守りたい」という想いを込め、こうした若者の声を受け止める相談窓口を設置しました（左図）。

私たち民生児童委員も「信頼できる大人」として認識してもらえるよう日々の活動の中で顔つなぎや情報発信を行うとともに、女性や若年層が気軽に立ち寄ることのできる地域の居場所づくりに協力するなど、できることから始めていきましょう。

図３：自殺者数

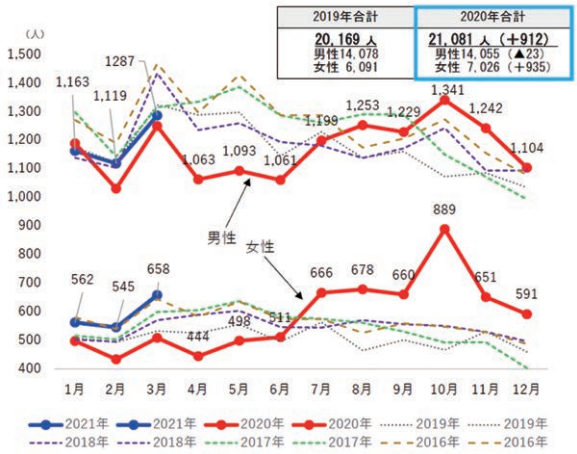

2020年10月の女性の自殺者数は889名。前月から200名超増。

売春防止法と女性支援新法の比較

	売春防止法	女性支援新法
対象	売春を行うおそれのある女性	DVや性的被害、生活困窮、家族関係の悪化、家に居場所がない若年女性などさまざまな困難を抱える女性
目的	保護と更生＝罰する（社会の風俗をみだす売春の防止を図る）	女性の福祉増進＝寄り添う（人権を尊重し、女性が安心して暮らせる社会を目指す）
支援機関等（名称変更）	婦人相談所	女性相談支援センター
	婦人相談員	女性相談支援員
	婦人保護施設	女性自立支援施設

若者向け総合相談窓口「きみまも@歌舞伎町」

【受付時間】火曜～土曜
15時～21時
【場所】東京都健康プラザハイジア15階
【対象】原則、都内在住・在学・在勤の青少年・若者の相談を受付（家族等も可）

協議員研修会（3月開催／単位民児協会長対象）では、「女性の人権を守るために」と題し、戒能民江先生（お茶の水女子大学名誉教授）よりご講演いただき学び合いました。

新！ 強化方策活動紹介

今号のテーマ 障がい者を支える

令和8年度までの重点事業である「東京版 活動強化方策」に引き付けて、各地区の実践活動の参考となるよう、都内民児協をはじめ、他県民児協の取り組みや関係機関の事業等をご紹介します。

柱5 パリパリボランティア
-大田区新井宿地区民児協-

大田区新井宿地区民児協では、知的障がいがある方の通所施設で、おせんべいの製造をする「パリパリボランティア」を行っています。このボランティアは、20年以上前から続いており、毎週火曜日に2、3人の民生児童委員が交代で参加しています。

▲製造している手焼きおせんべい

コロナ前までは民生児童委員がおせんべいを焼き、利用者の方が袋詰めやシール貼りをするなど、一緒に作業をしていました。作業中はマスクをしているため、最低限の話しかできませんが、作業の前後で「上手だったね」「帽子の被り方はこうだよ」と声を掛けたり、施設で行われる朝の会に参加して雑談をすることで交流を深めていました。現在、利用者の方との作業は休止中ですが、施設内でハイタッチをして挨拶を交わすなど交流を続けています。

おせんべいは、区役所や地域のお祭り・福祉施設のイベントなどで販売しており、売り切れとなってしまうほどの大人気です。たくさんの方に食べていただき、おいしかったと言ってもらえるので、とてもやりがいのある活動となっています。

また、民生児童委員が毎週継続的に施設を訪問することで利用者と顔見知りになり、施設の外で出会った際も声を掛けたり、手を振り合ったりとつながりを広げることができています。

新井宿民児協では、施設内で利用者と関わりながらできるこの活動を大切に受け継ぐため、新任委員が委嘱されるとおせんべいの焼き方を伝授しています。数年後の施設の改築の際には、作業スペースを広くすることが予定されており、また利用者の方と一緒に作業できるようになることを楽しみにしています。

▲作業所での民生児童委員の皆さん

東京版 活動強化方策の 5本の柱

1. 支援力を高める〔個別支援活動の向上〕
2. チームで動く〔班体制の確立〕
3. 組織を活かす〔民児協組織の強化〕
4. 子どもを育む〔児童委員活動の充実〕
5. 地域をむすぶ〔協働による地域福祉活動〕

柱3・5
羽村安全ネットワーク
－羽村市民児協－

「羽村安全ネットワーク（略称：はあと）」は、障がいや、さまざまな困難を抱えた人が、住み慣れた町で安心して暮らせる地域づくりを目指し、平成23年に結成されました。羽村市民児協では、障がい福祉部会が主体となり、立ち上げ当初からこのネットワークに参画しています。現在、市内13の障がい者団体やＮＰＯ法人などが所属しています。

毎年1回開催される講演会では、障がい者世帯に必要な防災対策や当事者ならではのニーズ、支援に着目して多岐にわたる話を伺うことができます。

また、特別支援学校関係者と障がいのある子の親御さんの懇談会では、学校での様子や卒業後の生活に関して現状を共有したり、ご家族の悩みや困り事をお伺いしています。以前は、イベントとして流しそうめんを食べる会も行われ、障がいのある人もない人も一緒に交流しながら親睦を深めてきました。

新型コロナの行動制限が緩和された今、民児協としてどのような活動から再開すればよいのか模索する中、こうした活動に継続して参加することは、各委員が障がいに対する理解を深め、家族の思いを受け止めるよい機会となっています。

柱3・5
心のバリアフリー音楽会
－大阪府茨木市民児協－

昨年10月、大阪府茨木市民児協では、障がいのある人もない人も、みんなで一緒に楽しむためのイベント「みんなちがってみんないい　心のバリアフリー音楽会」を開催しました。

きっかけは、近県で行われた障がいのある方が出演する音楽祭に会長が参加したことです。ぜひ、地元でも開催したいと市民児協に呼び掛け、府民児協の助成金を活用し実現しました。

市民児協では、読みやすいようふりがなを付けた音楽会のチラシを作成し、図書館や地域の障がい福祉サービス事業所などを訪問し、配架を依頼しました。日頃の活動では、障がい者施設と接点が少ない委員がほとんどでしたが、訪問することで顔つなぎができる機会となりました。

音楽会当日は、ダウン症や脳性まひ、四肢まひなど障がいがありながら音楽活動を行っている４組のアーティストの皆さんに、趣向を凝らした演奏を披露いただき、幕あいでは民生児童委員の歴史や市民児協活動の紹介をしながら委員活動の普及・啓発にも努めました。

会場には２４０名もの方が来場し、心温まる大盛況の音楽会となりました。今回の音楽会を通して生まれたつながりを今後の活動に活かしていきたいとのことです。

▲地域に配布した音楽会のチラシ

都民連通信

令和5年度 事業報告・決算

去る令和6年5月24日、一ツ橋ホールにて令和6年度第1回協議員総会が開催されました。事業報告・決算が承認されましたので、その一部をご紹介致します。その他の事業、詳細については別紙をご覧ください。

▲都民連会長による開会あいさつ

令和5年度は、新型コロナによる行動制限が緩和される中で、これまでの活動の工夫や経験をもとに、一斉改選後の新たな3年間の取り組みを進めました。

東京都民生児童委員連合会（以下、都民連）においては、東京版活動強化方策の推進を念頭に、各種事業を着実に遂行しました。

新たな活動課題の検討

常任協議員会とあわせて年4回開催したブロック協議では、社会情勢や本会事業の進捗に応じ、「民児協運営」や「選任要件」、「災害への備え」などのテーマを取り上げ、コロナ後の地域における活動課題や福祉問題について確認し合いました。

普及・啓発のさらなる充実

広く都民に向けて民生児童委員の存在・役割を周知するためのSNS広告の実施や、コミュニティーバス用ポスターデータの提供を通じて、各地区の実情に合わせた取り組みを呼び掛けるとともに、新宿駅西口広場でのデジタルサイネージへの広告動画の作成を行いました。

▲令和6年度ポスターデザイン（縦）

また、内外に向けた広報活動においては、民生児童委員をはじめ、行政などの関係者や地域住民にとって見やすさ・分かりやすさを意識したホームページの運営を行いました。具体的には、研修をホームページ上で視聴できるように整備した他、会議資料を掲載して必要な書式やデータを適宜活用できるようにしました。

実践的に学ぶ受託研修

受託研修では集合・動画視聴・動画配信の3つの形式を定め、各種研修に合った持ち方を検討・実施しました。まず集合形式では、講義の他にワークショップを交え、グループ協議や情報交換などによる能動的な学習の機会を確保しました。また、動画配信形式でも、講義とあわせて地区からの実践報告を盛り込むことで、個々人の活動や円滑な民児協運営に向けた学び、気付きを得られるよう工夫しました。

▲協議の様子

都大会は4年ぶりの通常開催

第77回都大会は4年ぶりに通常規模での開催となりました。千七百九十名が参加し、都知事表彰、都民連会長感謝状表彰とともに、次年度の活動指針となる大会宣言の採択を行いました。記念講演では、「災害への備えと地域づくり」をテーマに学び、民生児童委員活動のヒントを得ることができました。

被災地への支援活動

最大震度7を記録し、甚大な被害が発生した令和6年能登半島地震について、深刻な被災状況や地理的事情による避難環境の厳しさなどに鑑み、被災者の方々に対する義援金を募りました。募金総額は五百四十七万七十五円となり、「令和6年能登半島地震東京都義援金」へ全額寄託しました。あらためて皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。

令和6年度 春の叙勲・褒章受章者のご紹介

瑞宝双光章
池永 和子 様（清瀬市）

瑞宝単光章
中村 喜美子 様（立川市）
鈴木 英子 様（中央区）

藍綬褒章
田中 茂和 様（調布市）

おめでとうございます。

キラリ この人

素の自分でいられる 放課後の居場所づくり

西東京市民生児童委員
西原（にしはら） みどりさん

放課後の図書室に、たくさんの子どもたちが集まってきました。青嵐中学校の図書室で行われる放課後の居場所「わくわく自習室」には、多い時では80～90人の生徒がやってきます。運営は住民ボランティアが担い、中学生を見守ります。

自宅でも学校でもない、子どもたちが安心して素の自分でいられるサードプレイス、そんな居場所づくりが動き出したのは2015年。「学校の中に入っていかなければ、子どもたちの本音を聞くことはできない」との思いから、ブックカフェを中学校で実施しようと育成会やPTAなど、さまざまな機関と協働して活動を展開してきました。

学校の中に入っていくには、長い時間をかけて信頼関係を築く必要がありますが、そんなとき役に立ったのが、主任児童委員として学校・地域と関わってきた２０年間の活動や保護司としての経験でした。

「わくわく自習室」の活動以外にもデイサービスでのバンド演奏や、障がいのある方々と共にトーンチャイム演奏を行うなど、さまざまなことに精力的に取り組んでいる西原さん。今年から、地域と学校の橋渡し役となる地域学校協働活動推進員にも任命されました。子どもたちとのふれあいを何よりも楽しみにしているそうで、「毎日忙しいのよ」と話しながらも、その笑顔には充実感が溢れています！

新コーナー

こんな時どうする？

－ペットに関する相談・苦情－

このコーナーでは、活動中に対応に迷うようなケースを取り上げ、つなぎ先となる福祉事業・サービス等（地区独自のものを含む）について紹介します。

たとえばこんな時‥

❶ 病気で入院することになった近所のＡさんに「飼っているペットの預け先がない。自分の代わりに面倒を見てくれないか」と頼まれた。

❷ 見守り訪問で伺ったお宅のＢさんから「近頃犬の散歩に出るのが大変」と相談を受けた。

❸ 近所のＣさんが飼っている猫の数が増え続け、よその家の敷地に侵入したり鳴き声がひどかったりと近隣トラブルになっている。

多頭飼育やペットの世話が難しくなる背景には、金銭的な余裕のなさや体力の低下、精神的な課題、周囲からの孤立など、飼い主が複合的な問題を抱えている場合があります。飼育状況や周辺の生活環境の改善が必要になることもあるため、福祉関係者だけでなく、下記の関係機関・団体、警察、自治会とも連携して解決策を検討していきましょう。

❶・❷は【各区市町村】

- **保健所・保健センター**
  連絡先 ☎ 東京都保健医療局「施設案内」ページの一覧参照
- **東京都動物愛護推進員**
  ＊令和５年５月末時点で都内に 287 名委嘱されています。
  相談前に都や行政窓口を介す必要があります。
  連絡先 ☎ 03-5320-4412
  （東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課動物管理担当）

❸は【東京都動物愛護相談センター】

連絡先 ☎ 本所：03-3302-3507
多摩支所：042-581-7435

〔事業一覧〕

動物愛護と適正飼養の普及啓発	動物の保護と管理	その他
動物教室の実施	飼い主の不明な動物の収容	特定動物の飼養・保管許可
譲渡を希望する飼い主への講習	犬・猫の引取りおよび譲渡	感染症の予防・調査等

緊急連絡カード

飼い主やペットの持病・アレルギーの有無やかかりつけの病院、いざという時に動物を託せる人の連絡先などが記入でき、突然の入院や事故などの際に活用できます。

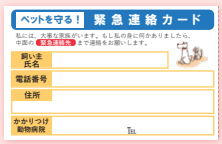

活動記録 あれこれ

「登校の付き添いや通学路の見守りの記入の仕方」

子どもたちが地域で健やかに育っていくためには、大人が子どもに寄り添い、見守りや防犯対策等で適切に支援することが不可欠です。委員同士や学校、児童相談所等の関係機関と密に連携しながら、地域全体で活動に取り組んでいきましょう。

活動概要	相談・支援件数 内容	相談・支援件数 分野	行事・事業・会議への参加・協力（2）	地域福祉活動・自主活動（3）	訪問回数 その他（8）	連絡調整回数 委員相互（9）	連絡調整回数 その他の関係機関（10）	活動日数
（例１）不登校ぎみのＡ子さんの登校の支援を行った。➡下記①～③の一連の流れをたどってみましょう。								
①不登校ぎみのＡ子さんへの対応について、小学校で校長・担任・主任児童委員と話し合った。	(6)	(18)				一	丁	○
②朝Ａ子さん宅へ迎えに行き、登校に付き添った。	(13)	(18)			一			○
③付き添いの翌日、担任にＡ子さんの登校時の様子を報告した。主任児童委員にも電話で情報共有した。						一	一	○
（例２）子どもの見守り活動を実施することとなった。➡**活動の主体**によって記入の箇所が変わります。								
①学校からの要請を受け、歩道に立ち、朝のあいさつ運動を行った。			一					○
②民児協独自の取り組みとして、手分けして地域内パトロールを行った。				一				○

【記入のポイント】

（例１）⇒ ①個別の支援ケースに関する相談･調整･協議（ケース会議等）を行った場合は、相談･支援件数に記入します。また、その場に居合わせた関係者と連絡調整ができたと捉え、連絡調整回数に民生児童委員および関係機関の人数分を正の字で記入します。
②個別の児童の登下校の付き添いをする際は、相談・支援件数の内容は「日常的な支援（13)」に記入します。また、訪問回数にも忘れずに付けましょう。
③いわゆるケース会議以外の報告等の連絡は、連絡調整回数にその都度記入します。

（例２）⇒ 児童全体の見守り活動は､学校やＰＴＡ等の他機関･他団体が主体となる活動に民生児童委員が協力する場合は「行事･事業･会議への参加･協力（２)」に､民児協が主体となり実施する場合は「地域福祉活動･自主活動（３)」にそれぞれ分類します。

東京で平成 23 年に誕生したミンジーは、全国の民児協でも大活躍中！ 現在、23 府県市のご当地ミンジーがいます。今回ご紹介するのは千葉市のご当地ミンジー。本紙のどこかに隠れているので、ぜひ探してみてね！

第５回 2000年の歴史。世界最古の花 !? ～千葉市～

Ｔシャツに描かれているのは、千葉市の花「大賀ハス」です。遺跡から発見された古代のハスの実（推定約 2000 年前！）を、大賀一郎博士が発芽させたことに由来します。さわやかな水色のＴシャツに、ハスの美しい紅色が映えますね☆＊＊

［答え］P.5.6.8 計３千葉市ミンジー

・編集委員
佐藤 せつ子（港区） 倉田 ゆかり（北区）
井出 満寿美（大田区） 名取 貴子（練馬区）
山岸 早苗（江戸川区） 武田 洋子（稲城市）
宮﨑 邦子（国分寺市） 井出 亜紀（西東京市）
髙橋 悦子（武蔵村山市）

・編集協力 中村 喜美子(都民連副会長:都民連だより担当)

・編集後記

今回の表紙は稲城に古くから伝わる伝統の「江戸の里神楽」です。豪華絢爛な衣装を身にまとい、神楽を舞う姿は真夏の夜の風物詩となっています。この他、稲城市は梨と高尾葡萄の産地としても有名で、春になると街が白い梨の花一色に染まり、まるで雪原のようです。

毎号委員の皆さまと活発な意見・情報交換を通して作り上げる『都民連だより』、微力ではございますがこれからもよろしくお願い致します。 武田 洋子

・発行
東京都民生児童委員連合会
〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4F
TEL：03（3235）1163 FAX：03（3235）1169
E-Mail：tominren@tcsw.tvac.or.jp
年４回発行 印刷：前田印刷株式会社

令和5年度 東京都民生児童委員連合会 事業報告・決算

連絡・調整

全都の委員が円滑に活動できるよう、各地区民児協との情報共有・協議の場を設けるとともに、関係諸機関との連携強化に向けて連絡・調整を進めました。

①協議員総会〔2回〕
②常任協議員会〔11回／うち3回はオンライン開催〕

年4回開催したブロック協議では、「民児協運営」「選任要件」「災害への備え」「児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会」の4つを取り上げました。

③児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会〔57区市町村〕
④区市町村民生児童委員事務担当者連絡協議会〔2回／うち1回はオンライン開催〕
⑤民生委員・児童委員と局幹部職員との意見交換会の実施〔東京都と共催／大雪により中止〕
⑥民生児童委員協議会、社会福祉法人の地域ネットワーク、社協の連携推進のための連絡会等
⑦受章祝賀および歳末懇談会〔1回〕
⑧民生児童委員活動への相談・支援
⑨民生児童委員活動資料・情報収集と提供
⑩地区民児協研修用視聴覚教材の貸し出し〔実績・141件〕
⑪福祉関係図書等の斡旋

企画・運営

本会では正副会長会や常務委員会をはじめ、事業の企画・検討を行うさまざまな会議を実施しています。

①正副会長会〔14回／うち3回は臨時開催〕
②常務委員会〔11回〕
③都民連だより編集委員会〔4回〕
④東京都民生委員・児童委員大会宣言起草委員会〔1回〕
⑤民生児童委員普及・啓発事業推進委員会〔2回〕
⑥活動強化方策推進委員会〔1回〕
⑦都民連監査〔1回〕

研修

都民連独自で行う自主研修と、東京都・八王子市からの受託研修、関係機関・団体の主催研修に委員を派遣する派遣研修があります。

★自主研修★
①事項別部会〔各3回〕
②主任児童委員部会〔3回〕
③都民連役員研修〔1回〕
④常任協議員研修会〔1回〕
⑤協議員研修会〔2回〕
⑥民生委員・児童委員生活福祉資金研修会（東社協と共催）〔動画配信〕

○部会活動推進事業

各地区の部会活動推進のため、経費の一部を助成しました。

★受託研修★
①新任研修〔4・7・10月・1月期／1日目・2日目は集合開催、3日目は動画視聴〕
②現任（1）研修〔4回〕
③現任（2）研修〔1回／動画配信〕

平時から求められる災害への備えをテーマに学び、班を活用した取り組みや地元でのネットワーク強化、防災対策の推進の仕方等について考えました。

④主任児童委員研修〔動画配信1回／交流会4回〕

ヤングケアラーの現状と課題を理解し、身近な相談相手として子どもに寄り添う支援について考えました。

⑤新任会長・副会長研修〔6回〕

委員一人ひとりの強みを生かした民児協運営をテーマに学び合いました。

⑥メンタルヘルス研修〔1回／動画配信〕
⑦支庁研修〔1回〕
⑧支庁合同研修〔1回〕
⑨民生・児童委員協力員研修（新任対象・現任対象）〔各2回〕

★派遣研修★

全国民生委員児童委員連合会が実施する全国民生委員児童委員大会や関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会等への委員派遣と、動画研修

※受託研修は集合形式、動画視聴形式（ＤＶＤを各自に配布）、動画配信形式（インターネット上で視聴）のいずれかで実施

調査・研究・広報

民生児童委員活動の一層の充実に向けて各事業を実施しました。

①指定民生児童委員協議会事業

今期、令和7年度までの指定地区を決定しました（2地区）。大島町は「災害に備える班活動」、立川市は「活動環境整備と民児協組織の強化～デジタル機器の活用を通して」をテーマに、取り組みの初年度として実施計画を作成し、課題の整理・共有や情報交換を行いました。

②民生委員・児童委員活動事例集の作成・配布

③民生委員・児童委員活動実績の集計分析

④民生委員・児童委員協議会活動実績の集計分析

⑤広報活動

⑥民生児童委員活動の普及・啓発

活動強化週間における東京都によるデジタルサイネージ広告掲出・昨年度に引き続くSNS広告実施のほか、配布用グッズの作成・送付、コミュニティーバス用ポスターデータの提供等により、各地区の活動を支援しました。

等の案内・調整を行いました。

【連合会事業】

①物故民生委員・児童委員弔慰等

②全国民生委員互助事業の実施

③民生委員・児童委員活動保険の周知・連絡

④民生委員児童委員手帳の作成・配布

⑤財団法人東京都民生委員事業協会からの承継事務

【協力事業】

①東京都民生児童委員連合会懇話会の運営協力

②関係機関・団体への委員派遣および協力等

【第77回東京都民生委員・児童委員大会の実施】

4年ぶりに通常規模での開催となりました。

【被災地への支援活動】

令和6年能登半島地震にて被災された住民の方々に対する義援金の総額は五百四十七万七十五円となり、「令和6年能登半島地震東京都義援金」へ全額寄託しました。

都民連運営サービス区分（都民連会費が主財源）

都民連事業の企画・検討、会議や部会の実施、機関紙の発行等を行いました。一斉改選の中間年のため会費収入が減額となりました。

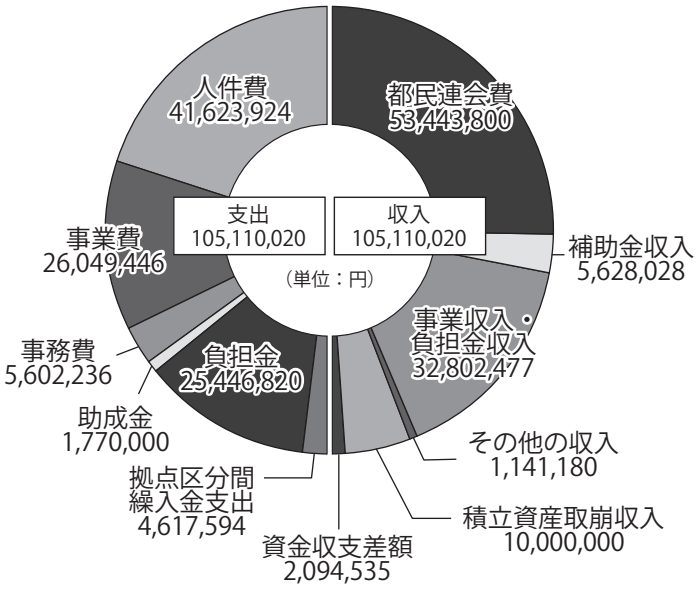

共同募金配分金サービス区分（共同募金からの配分金を処理する会計）

受領した配分金は都民連運営サービス区分からの繰入と併せ、部会活動助成金に充当しました。

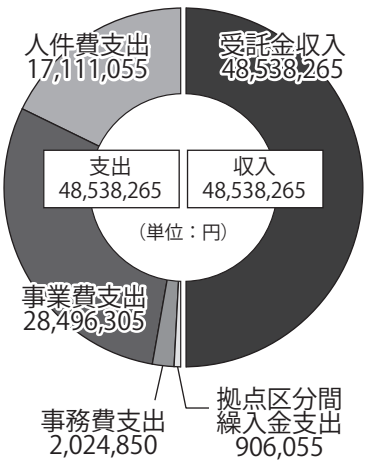

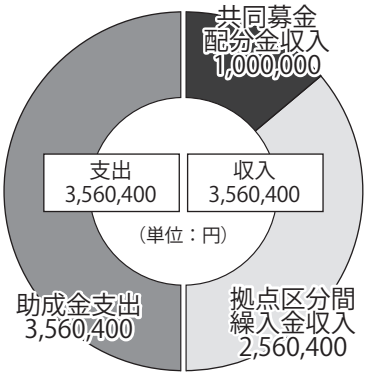

都民連受託サービス区分（東京都委託事業を処理する会計）

東京都から委託された各種研修や普及・啓発事業等を行いました。